

議案第 87 号

宮川福祉施設組合規約の変更に関する協議について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、宮川福祉施設組合規約の一部を変更する規約を次のように定めることについて、関係地方公共団体と協議するため、同法第 290 条の規定に基づき議会の議決を求める。

令和 4 年 6 月 16 日 提出

松阪市長 竹 上 真 人

宮川福祉施設組合規約の一部を変更する規約

宮川福祉施設組合規約（昭和 39 年 10 月 21 日県指令松連第 1012 号）の一部を次のように変更する。

第 13 条の次に次の 1 条を加える。

（解散した場合の事務の承継）

第 14 条 組合が解散した場合には、大台町が事務を承継する。

附 則

この規約は、三重県知事の許可の日から施行する。